

○道路使用許可取扱要領の制定について

令和7年2月21日

道本交規第3734号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
道路使用許可の取扱いについては、これまで「道路使用許可取扱要領の制定について」（令6.3.18道本交規第4465号。以下「旧通達」という。）の通達により行ってきたところであるが、所要の改正を行い、令和7年4月1日から運用することとしたので適正な事務処理に努められたい。  
なお、旧通達は同日付けで廃止する。

記

1 改正の趣旨

これまで、複雑多岐に渡る許可の基準や許可期間の目安等の細目的事項が事務の取扱要領とともに旧通達に盛り込まれていたことから、これを分離し別に定めることで、時代背景に伴う交通情勢の変化に柔軟に対応できるようにするとともに、これまで定めがなかった緊急を要する工事の対応要領の制定や実態に即した各種様式の見直し等により業務の合理化を図るもの。

2 主な改正点

- (1) 許可基準等の細目的事項を別に定めることとした。
- (2) 「露店許可台帳」及び「タクシーのりば許可台帳」を「工作物許可台帳」に統合
- (3) 緊急を要する工事等の対応要領の制定
- (4) 北海道交通安全活動推進センターによる調査業務についての項目を新設
- (5) 交通事故発生時等警察（方面）本部に対する報告案件の明確化及び報告様式の新設
- (6) その他様式の見直しや文言の整理など所要の事項を改正

別添

## 道路使用許可取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の各号に掲げる行為の許可（以下「許可」という。）における取扱いのほか、次の各号に関して必要な事項を定める。

- (1) 法第77条各項及び法第78条の規定に基づく許可等の手続き
- (2) 法第79条の規定に基づく道路の管理者との協議
- (3) 法第80条の規定に基づく道路の管理者の特例

### 第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 署長 各警察署長、高速道路交通警察隊長、各方面本部交通課長及び十勝機動警察隊長をいう。
- (2) 本部主管課 警察本部交通規制課及び方面本部交通課をいう。
- (3) 主要幹線道路 高速自動車国道、一般国道、自動車専用道路、主要道道及び車道幅員14メートル以上の道路をいう。
- (4) 電子申請 電子情報処理組織を使用する方法により行われる道路使用許可の申請、又は道路使用許可証の記載事項の変更の届出若しくは再交付申請をいう。

### 第3 許可申請の受理

#### 1 申請書の受理

法第77条第1項第1号から第4号までの道路使用許可申請書の受理等は、次により行うものとする。

- (1) 許可申請は、道路使用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）2通の提出を受けて受理すること。ただし、この様式は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づく申請書の様式に手数料ちょう付欄を付加したものであるから、規則所定の書式で内容を具備している場合は、そのまま受理すること。
- (2) 申請書を受理したときは、道路使用許可事務処理簿（別記第2号様式。以下「事務処理簿」という。）に受理番号、受理月日、申請者等の必要事項を記入の上、申請書には日付印を押し、事務処理簿と同一の受理番号を記入すること。
- (3) 道路使用許可と道路管理者の行う道路占用許可の双方が必要な場合は、努めて当該道路管理者を経由して受理すること。
- (4) 認定道路以外の河川敷道路、下水道敷道路、公園内道路、港湾道路等の使用は、それぞれの管理者と事前協議の上受理すること。
- (5) 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な場合の申請書は、法上署長又は道路管理者のいずれでも一括して受理できることになっているので、これらの申請書が直接署長に提出された場合は、これを受理し、関係する道路管理者と打合せの上措置すること。
- (6) 工作物の許可申請に際し、これらの設置工事又は設置作業も伴うなど、工作物自体による道路使用と工事又は作業による道路使用とが競合する場合においては、それぞれの許可基準を勘案し、包括して1件の許可として取扱って差し支えない。ただし、工作物の設置期間と設置作業期間を切り分けて明記するとともに、それぞれに応じた許可条件を付すこ

と。

- (7) 署長は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模な道路工事又は作業若しくは道路交通法施行細則（昭和47年道公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第20条各号に掲げるもので、著しく交通の妨害となるおそれのあるものについては、その事業主体を招致するなどし、事前調整を図るよう努めること。

## 2 申請書の添付書類

道路使用許可申請書には、次に掲げる書類のうち、必要なものを添付させること。

- (1) 道路使用の場所、位置及びその付近を記載した見取図
- (2) 道路使用の範囲を明示した見取図及び断面図
- (3) 工作物の設計書、仕様書又は図面（道路使用の内容が軽易なものについては、その一部又は全部を省略させることができる。）
- (4) 他の官公署の許可書、認可書若しくは確認書の写し
- (5) 同意書等の写し（土地、建物の所有者若しくは占有者又は居住者の同意を表すもの。）

## 3 申請書の確認

- (1) 申請書の受理に際しては、次の事項を確認すること。

- ア 記載事項の充足
- イ 必要な添付書類の適否
- ウ 他の法令による申請又は許（認）可の有無
- エ 他の工事等との競合の有無
- オ 日時、場所及び経路の適否
- カ 使用の方法及び形態の適否
- キ 交通の安全と円滑のための対策

- (2) 申請書の受理に際して記載事項の誤りや添付書類の不足等、形式上の不備がある場合は、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めること。

この場合において、当該申請書類は受理することなく一旦申請者に差し戻し、警察許可が不当に長時間を要したなどの苦情を受けることがないように配慮すること。

## 4 申請手数料の徴収

道路使用許可の申請手数料の徴収については、北海道公安委員会手数料条例（平成12年3月29日北海道条例第30号。以下「手数料条例」という。）及び北海道収入証紙条例（昭和39年4月1日条例第26号。以下「証紙条例」という。）に基づいて行う。

- (1) 申請手数料は、手数料条例に定める金額にあたる収入証紙を申請書の片1通に貼付させて徴収する。

なお、電子申請に係る手数料徴収については、証紙条例第3条に定める、収入証紙による納付の特例の方法をもって行うこと。

- (2) 北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成31年3月29日北海道公安委員会規則第7号）第1条に基づき、国又は地方公共団体の申請に係るものについては手数料を免除する。ただし、申請者が当該機関の代表者若しくは責任者であって、使用目的が当該機関の通常の業務の範囲内である場合に限るものとする。

## 5 電子申請

- (1) 電子申請の運用要領は別に定めるところによる。
- (2) 行政情報ネットワークシステムにより印字出力された申請等書類については、書面申請に準じて取扱うこと。
- (3) 国又は地方公共団体の申請に係るもので手数料が免除されるものについては、書面申請

によること。

#### 6 申請書の提出時期

申請書は、原則として当該道路使用開始日の7日前（閉庁日を含まない）までに提出させるものとする。ただし、緊急を要する場合や事前調整が調っているなど配慮すべき特段の事情がある場合はこの限りでない。

なお、道路使用の範囲が大規模に及ぶ場合や審査に時間を要するなど特別の事情がある場合は、期間に余裕を持った提出を求めること。

### 第4 審査の手続

#### 1 現地調査

署長は、申請書を受理したときは、原則として現地調査を行い、許可若しくは不許可を判断し、又は必要な条件を付するものとする。ただし、特に信用すべき事由があり、かつ、使用の方法、形態、道路又は交通の状況等により現地調査の必要がないと認められる場合は、現地調査を省略することができる。

#### 2 許可条件の付与

- (1) 許可条件は、道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るための必要な限度とすること。
- (2) 許可条件に違反した場合は、処罰又は許可取消し等の行政処分の対象となるので、許可条件は工事、作業等の状況により個々具体的に付すること。
- (3) 交通の安全と円滑にの効果が期待できるものや道路使用に伴う他の法益侵害を防止する上で留意すべき点を指導事項とし、許可条件と別に明記すること。

#### 3 決裁

申請書の決裁は、2通のうち収入証紙が貼付された方を副本とし、許可条件案を付した上、添付書類とともに決裁を受けること。

決裁後の副本は、文書分類表に従い保存すること。

### 第5 許可証の作成及び交付

#### 1 許可証の作成

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄の記載及び押印により作成すること。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証正副双方につづってそれぞれ契印すること。

#### 2 許可証の交付

- (1) 許可証を交付する際は、申請者の氏名、事業所等の正式名称、申請内容を聴取の上、当該許可証を示して内容の確認を行うなど誤交付防止を図ること。
- (2) 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な場合であって、道路管理者から占用許可について協議を受けたときは、当該道路管理者に意見を回答し、占用許可が不可とならないことを確認した後、道路使用許可証を交付すること。

#### 3 許可台帳の作成

道路使用許可のうち次に掲げるもので許可期間が1年を超えるものについては、長期工作物等許可台帳（別記第3号様式。以下「許可台帳」という。）を作成し、その経過を明らかにしておくこと。

なお、旧通達に規定されていたタクシーのりば許可台帳（旧通達別記第5号様式）及び露店等許可台帳（旧通達別記第6号様式）については廃止するので、これまでの記載内容を許可台帳に転記（許可期間が1年を超えるものに限る）しておくこと。

- (1) 法第77条第1項第2号にかかる工作物。ただし、電(信)柱、標識及び地下埋設物を除く。
- (2) タクシーのりば

- (3) 露店、屋台店、新聞売り、宝くじ売り、靴みがき等

## 第6 警察署分庁舎を有する警察署の事務処理要領

### 1 受付窓口

- (1) 警察署、分庁舎のいずれの交通窓口においても、警察署管内一円に係る申請を受理すること。
- (2) 許可証の交付は、原則として申請を受理した窓口で行うこと。ただし、申請者において申請時とは異なる窓口で許可証の交付を希望した場合はこの限りでない。
- (3) 分庁舎の窓口で申請を受理した場合は、所定の要領により申請書類を警察署に送付し、警察署において決裁及び許可証の作成を行うこと。
- (4) 警察署で作成した許可証のうち、分庁舎で申請受理したものについては、前記(2)の場合を除き分庁舎に送付すること。

### 2 管理

警察署は、受理した申請書類について分庁舎受理分も含め一元管理すること。  
また、分庁舎における許可証の交付状況を把握すること。

## 第7 許可証交付後の手続き

### 1 許可証の再交付

- (1) 許可証の交付を受けた者から法第78条第5項の規定に基づき道路使用許可証再交付申請書を受付した場合は、許可証副本と照合確認の上、再交付すること。
- (2) 再交付する許可証には、右上部欄外に「再交付」と朱書するとともに、その旨を許可証正本及び事務処理簿に記載して、その経過を明らかにしておくこと。
- (3) 許可証の再交付に当たっては、手数料を徴収しないこと。

### 2 許可証の記載事項の変更

許可証の交付を受けた者から、法第78条第4項の規定に基づき道路使用許可証記載事項変更届を受付した場合は、その内容を調査の上、道路使用の目的、場所、期間等その内容が実質的に異なることとならない限り、当該許可証に変更に係る事項を記載するとともに、変更届を許可証副本に添付しておくこと。

### 3 許可条件の変更等

#### (1) 申請者に対する通知

許可条件を変更し、又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更通知書（別記第4号様式）を申請者に交付するとともに、許可証副本にその写しを添付するなど経過を明らかにしておくこと。

#### (2) 道路管理者との連絡

前記(1)の事項の場合において、道路管理者を経由して申請書を受付し、又は道路管理者と協議して許可したときは、あらかじめ、道路使用許可の条件変更について（連絡）（別記第5号様式）を当該道路管理者に送付すること。

#### (3) 道路工事等の協議事項の変更通知

道路の管理者が行う道路の維持、修繕工事のうち、既に協議済みのものについて施工の方法等を変更する特別の必要が生じたときは、あらかじめ、当該道路管理者と協議の上、道路工事等協議事項変更通知書（別記第6号様式）を送付すること。

## 第8 2以上の警察署の管轄にわたる申請の処理

- (1) 道路使用許可の申請があった場合又は法第80条第1項の規定により道路管理者から協議を受けた場合において、当該道路使用の場所が2以上の警察署の管轄にわたるときは、主たる管轄署長は、他の関係署長に許可条件の付与等必要事項を協議した後交付又は回答す

ること。この場合、主たる管轄署長が判然としないときは、関係署長の間において協議して定めるものとする。

(2) 前記(1)に掲げる申請又は協議があった場合において、当該行為により他の警察署管内の交通に支障を生ずるおそれがあるときは、関係署長と意見調整を行い措置するものとする。

(3) 主たる管轄署長は、前記1及び2に規定する措置により許可したときは、速やかにその写しを道路使用許可証(写)送付書(送付)(別記第7号様式)により関係署長に送付するものとする。

#### 第9 事務処理簿の点検

(1) 事務処理簿については、各月の月末までに、取扱所属の当該業務を主管する警部(警部の配置のない所属にあつては警部補。以下「交通課長等」という。)が交付状況(許可証の交付日、交付者欄及び未交付の許可証の連絡状況等)を確認すること。

(2) 確認を行った交通課長等は、事務処理簿の欄外に確認日を記載して押印すること。

#### 第10 緊急を要する工事又は作業の対応要領

(1) 署長は、対象となる許可行為が、電線の切断、漏水、ガス漏れ等に伴う工事又は道路陥没箇所の補修等のための緊急を要する工事又は作業であるため、書面による許可の申請をするいとまがない若しくは法第80条の規定に基づく道路管理者による文書での協議を行ういとまがないと認めた場合は、電話又は口頭による申告をもって許可の申請若しくは協議があったものとみなすものとする。

(2) 上記(1)の申告を受けた署長は、申請書を受理した場合に準じて審査し、又は協議した上、緊急工事等処理簿(別記第8号様式)に必要な事項を記載し、許可条件その他の連絡事項を回答するものとする。

(3) 当該緊急工事等の終了後、当該工事等をした者に速やかに当該工事等に係る申請書類を提出させ若しくは文書による協議を行うものとする。

#### 第11 北海道交通安全活動推進センター(以下「推進センター」という。)による調査業務

(1) 署長は、法第108条の31第2項第7号の規定に基づき、推進センターに対し道路使用許可事項及び道路使用許可条件の履行状況並びに道路使用後の原状回復状況について調査、確認する事務を委託することができる。

(2) 署長は、推進センターに前項の事務を委託した場合において、その調査結果に基づき必要と認められる場合は、道路使用許可の申請者又は当該許可を受けた者から事情を聴取し、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 業務を委託する所属やその他の業務処理要領については、別に定める。

#### 第12 道路管理者との協議

道路法(昭和27年法律第180号)第32条第5項、法第80条及び工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第2号。以下「命令」という。)の規定による道路管理者との協議は、次により行うものとする。

##### 1 占用許可に係る協議

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な場合において、道路管理者から占用許可に係る協議を受けたときは、必要な調査を行い、許可の条件その他の意見を付し、道路占用・道路工事等協議回答書(別記第9号様式)により、当該道路管理者に回答すること。ただし、道路管理者から提出された協議書類に回答様式が添付されているものについては、当該様式により回答して差し支えない。

## 2 法第80条及び命令に基づく協議

(1) 道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合において、道路管理者から協議を受けたときは、必要な調査を行い、工事等の施工の条件その他の意見を付し、上記1の様式により回答すること。

(2) 道路管理者が日常の管理行為として行う道路の維持作業のうち、次に掲げるもので、道路の通行を禁止し又は制限する必要があると認められるときは、あらかじめ予想される作業につき文書で一括協議することができる。この場合、個々の場所については原則として作業前日までに、着手の日時を文書又は口頭（電話によるものを含む。）により、連絡させるようにすること。

ア 歩車道の局部的欠損部の修理作業

イ 舗装道におけるポットホール及び亀裂のてん充又は表面処理作業

ウ 道路上における柵、駒止め、地点標、道路標識並びに区画線の設置及び維持その他これに類する作業

(3) 前記(1)及び(2)の工事又は作業について、道路管理者が当該工事又は作業を請負人に請け負わせる場合においては、請負人が道路使用許可申請をすれば、命令に基づく道路管理者の協議は要しない。

3 署長は、上記1及び2に係る協議を行ったときは、道路(占用・工事等)協議処理簿(別記第10号様式)に必要事項を記載し、常にその状況を明らかにすること。

4 道路法の道路以外の道路の場合における道路管理者の取扱い

道路法の規定による道路以外の河川敷道路、下水道敷道路、公園内道路、港湾道路等の道路管理者が当該道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行う場合は、法第80条の規定は適用されないことから、署長の許可によること。

5 承認工事の取扱い

道路法第24条の規定により、道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて道路に関する工事(いわゆる承認工事)を行う場合において、道路管理者以外の者から道路に関する工事について道路使用許可申請がなされたときは、当該道路管理者の承認書を確認の上、必要な条件を付して許可すること。この場合、道路管理者の承認書に付している条件と道路使用許可の条件が相違するときは、当該道路管理者と協議し、措置すること。

## 第13 許可の取消し又は効力の停止

法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止は、次に掲げる事項を勘案した上で、行政手続法(平成5年法律第88号)及び北海道行政手続条例(平成7年条例第19号)に基づく警察署で定める処分基準に従い行うものとする。

1 許可の取消し

ア 許可条件違反により重大な交通事故を発生させた場合

イ その他交通の安全と円滑を図るため他に手段がないと認められる場合

2 許可の効力の停止

ア 許可条件違反により交通事故を発生させた場合

イ 許可条件違反により著しい交通渋滞を生じさせた場合

ウ 再度の警告にもかかわらず許可条件を遵守しない場合

エ その他交通の安全と円滑を図るため他に手段がないと認められる場合

3 処分の手続

(1) 許可の条件違反が、現に交通の危険若しくは妨害を生じさせ、又は生じさせるおそれがあると認められる場合は、速やかに当該許可の取消し又はその効力の停止の処分の手続を

行うこと。

- (2) 法第77条第6項の規定による弁明は、当該処分に係る者（当該道路使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、弁明通知書（別記第11号様式）を交付し、交通課長等が、当該処分に係る者又はその代理人から、当該事案についての弁明を聴取すること。
- (3) 許可の取消し又は効力の停止の処分を行うに際しては、前記(2)の弁明を録取した調書のほか、写真又は見取図により、違反の状態を明らかにした報告書等及び当該処分に係る者又は関係者等の事情聴取を行い、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。
- (4) 許可の取消し又は効力の停止の処分は、当該処分に係る者に対し、細則第20条の4の規定に基づく道路使用許可の取消し・停止通知書（細則別記様式第22号）を交付するとともに、その期間について許可証を返納させること。
- (5) 許可の取消し又は効力の停止の処分を行うに際し、当該許可行為が道路管理者と協議して許可したものについては、道路使用許可の取消し、停止処分通知書（別記第12号様式）により、速やかに当該道路管理者に通知すること。
- (6) 許可の効力を停止する期間は、当該許可条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来許可条件違反を犯さないために必要な日数を加えたものとする。

#### 第14 警察（方面）本部に対する報告

##### 1 大規模工事等

- (1) 署長は道路使用許可申請を受理し許可したもののうち、次に掲げるものについては、道路使用許可報告書（別記第13号様式）により、本部主管課を通じ交通部長（札幌方面以外の警察署については当該方面本部長。以下「当該本部長」という。）に報告すること。ただし、事前に本部主管課を交えて協議した案件については、この限りでない。
  - ア 主要幹線道路でう回路を設け又は路面の覆工（路面を鉄材、木材等により覆い、交通を開放できる状態にすることをいう。）をして行う大規模な工事
  - イ 交通頻繁な道路で30日以上にわたり同一場所で交通規制を実施する必要がある工事
  - ウ アーケード及び上空通路の設置
  - エ 大規模な集団行進、路上競技、祭礼行事等
  - オ 道路使用許可に関して社会的反響が大きくなることが予想される場合

- (2) この要領に定める道路使用の種類以外のもの及び許可について疑義のあるものについては、事前に本部主管課に報告して指示を受けること。

##### 2 交通事故発生時及び行政処分執行時の措置

署長は、道路使用許可又は法第80条の規定による道路管理者との協議を行った現場において、次に掲げる事案が発生したときは、速やかに道路使用許可（協議）現場における事故発生等報告書（別記第14号様式）により関係書類とともに本部主管課を通じ警察本部長に報告し、必要な指示を受けること。

- (1) 交通事故が発生したとき
- (2) 道路使用許可の取消又は停止の処分を執行し若しくは執行を検討しているとき
- (3) 道路使用許可に係る処分に対する審査請求を認知したとき

##### 3 定期報告

署長は、道路使用許可に係る事務の処理状況について、別に定めるところにより毎月本部主管課に報告すること。

#### 第15 札幌市公安条例に基づく許可の特例

札幌市内の道路において集会、集団行進及び集団示威運動を道路で行う場合は、署長の道路使用許可のほか、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年9月27日条例第49号。以下「公安条例」という。）に基づく北海道公安委員会の許可が必要となるが、この場合の事務取扱いは、次により行うものとする。

## 1 許可の手続

### (1) 許可申請書の受理

規則第10条第4項の規定により、公安条例に基づく許可申請書（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の運用に関する規程（昭和43年12月27日北海道公安委員会規程第3号。以下「公安条例運用規程」という。）別記様式第1）の受理をもって、道路使用許可申請についても受理したものとみなす。

### (2) 許可証の交付

規則第10条第5項の規定により、公安条例に基づく許可書（公安条例運用規程別記様式第2及び別記様式第3）を道路使用許可証とみなす。

別記様式第3を用いる場合は、道路使用許可について付すべき条件を記載すること。

### (3) 手数料

手数料は、徴収しないこと。

## 2 札幌市と他の市町村にわたる許可行為の取扱い

### (1) 許可行為が、札幌市内で始まり他の市町村に及ぶ場合、又はその逆の場合の取扱いは、次によるものとする。

#### ア 札幌市を管轄する警察署に申請があった場合

札幌市内の許可行為については上記1の許可の手続を適用するとともに、別途、札幌市外の許可行為について当該札幌市外の管轄警察署において第3の1の手続による申請書を受受理し、許可証を交付すること。

#### イ 札幌市を管轄しない警察署に申請があった場合

第3の1の手続による申請書を受受理し、当該札幌市外の部分についてのみ許可証を交付するとともに、札幌市内における許可行為については公安条例に基づく許可が別途必要である旨を申請者に教示し、管轄警察署に対する申請を行うよう指導すること。

### (2) 手数料

前記(1)のア及びイの事項による申請手続のあった場合には、札幌市外の道路使用許可について、第3の4の事項に定める申請手数料を徴収すること。

## 3 事務処理簿への記載

公安条例の許可申請に伴い道路使用を許可したときは、通常道路使用許可申請に準じて事務処理簿への記載を行うこと。

## 第16 その他

この要領に基づく細目的事項は、警察本部交通規制課長が定めるところによる。

※ 別記様式は省略